

**第 0 章 品質・労働安全衛生方針**

Revision:	Ver.3.2.0
Revision Date:	2020/08/01
Effective Date:	2010/07/01

NYK バルク・プロジェクト(株) (以下、組織) は、安全且つ高度な重量物海上輸送サービスを顧客要求事項に従い提供する。これ等の組織の安全なサービスを維持し、継続する為に ISO9001 : 2015 規格 (品質マネジメントシステム : 以下 QMS) 及び ISO45001 : 2018 規格 (労働安全衛生マネジメントシステム : 以下 HSEMS) を確立した。

この QMS 並びに HSE マネジメントシステムを通して、組織とその運航船舶の業務に関して顧客及び法令、その他の関連する要求事項を満たし、重量物海上輸送業務並びに船舶の安全運航と安全荷役並びに海上における環境保全の維持と関連する人々の労働安全衛生活動の継続を維持する。

組織は、品質及び HSE マネジメントを統合マネジメントシステムとして維持すると共に、以下の品質方針及び HSE 方針の基にその活動を実践し、関連する組織の活動とマネジメントシステムの維持と継続的改善に努める。

**0.1 品質方針 :**

- 1) 組織の提供する製品 (重量物海上輸送サービス) が、関連する法律、条令、規則、規格及び指針並びに顧客の要求を満たすことを確実なものとし、更に QMS の有効性を維持しながら継続的に改善することにより顧客満足を達成し、顧客の信用と評価を得ることを目標とする。
- 2) 組織は、この方針に従って教育・訓練された適用部署における要員を含む適切な資源を投入し、また各チームにおけるプロセスと品質目標の設定と管理を実行させ QMS に関連する全ての要員に対して品質目標の達成のための動機付けを実施し自覚させる事により QMS が確実にかつ効果的に実施され、機能することを確実にする。
- 3) 組織は、QMS を継続的し、持続的改善を実施する為、PDCA サイクルを確実にし、トップマネジメントの管理のもとマネジメントレビュー並びに内部監査を定期的実施する。品質マネジメント規格要求事項と品質方針並びに品質目標の達成の為、顧客満足情報の評価と各プロセスフローにおける目標達成度評価を実施し、組織全体の業務活動と各プロセスフローの有効性を維持すると共に継続的改善を促進する。
- 4) 組織の重量物海上輸送サービスに関する部署並びに要員は、品質方針及びプロセスとその要求

**第 0 章 品質・労働安全衛生方針**

Revision:	Ver.3.2.0
Revision Date:	2020/08/01
Effective Date:	2010/07/01

事項を十分に理解すると共に、管理部署の教育・訓練の実施に従い品質マネジメントの円滑な維持と実施に協力し、組織の定めた品質目標並びに安全且つ適切な重量物海上輸送サービスを顧客満足の達成と共に確実に実践してゆく。

**0.2 労働安全衛生方針：****1) 関係法令・規則の遵守：**

適用船舶による重量物荷役作業及び海上輸送業務を実施するに当たり、労働安全衛生を含む法令及び関係する諸規則、定められた安全衛生手順、並びに環境保全に関わる規則と法令を遵守する。

**2) 重量物荷役作業及び海上輸送業務の安全維持とリスク低減活動：**

組織の活動及び船舶における重量物荷役作業（注）の作業現場におけるの危険源を特定し、認識及び周知すると共にそのリスク評価を実施、リスクの低減活動により働く人々の安全と健康を維持する。

また、これ等のリスク評価を含めて重量物荷役及び海上輸送業務の作業管理体制と基準を定め、適切な安全教育・訓練により作業する人々の認識と自覚を促し、荷役作業中のリスクを低減し労働安全衛生維持活動を促進し管理する。

注) 11.4.3 労働安全衛生マネジメントシステムの適用範囲の決定

**3) 重大事故及び緊急事態への対応：**

災害、重大事故及び緊急事態の対応の準備を維持し、救急処置の用意を含めた緩和措置、救助活動と共に組織の損失及び人的被害への影響を最小限に抑える。

重大事故及び緊急事態への対応を準備すると共に、労働安全衛生活動を進め重大事故及び災害ゼロの継続を最終目標とする。

**4) 働く人々の協議及び参加：**

関係者間での情報の共有と継続的な参加・協議の場を維持する。

働く人の協議への活発な参加を促し、相互の信頼に基づく協力及びコミュニケーションを維持する。個々の積極的な関与による労働安全衛生活動意識を高めると共に働く人々の事故の予防と健康維持の認識を維持してゆく。

協議への参加と共に、マニュアル・手順・労働安全衛生目標などの明確化（文書化）と関

**第 0 章 品質・労働安全衛生方針**

Revision:	Ver.3.2.0
Revision Date:	2020/08/01
Effective Date:	2010/07/01

連する実施活動（記録）を関係者間で共有し評価した上でリスク低減に向けた活動を推進する。

**5) マネジメントレビューと継続的改善：**

定められた安全衛生目標及び組織の取り組みが、適切且つ有効に実施されたことを実証し、検証するために定期的に内部監査を実施しマネジメントレビューへの報告を行う。

これ等の報告と共に労働安全衛生活動の継続的改善を維持する。

**6) リーダーシップの維持：**

組織のトップマネジメントは、労働に関係する負傷及び疾病の防止、及び安全で健康的な職場と活動の提供に対する全体的な責任・説明責任を負うと共に管理層を支援し、労働安全衛生活動を主導、かつ推進する。

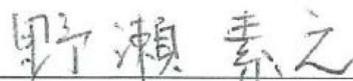
**7) 働く人々の保護：**

働く人々の参加及び協議の場及び報告（インシデント、危険源、リスク及び機会の報告）に関しての組織内における不利益、報復及び攻撃から擁護する組織を維持する。

以上の活動を実施し、QMS 並びに HSE マネジメントシステムを確実に維持すると共に、これ等の活動のパフォーマンスを監視し分析することにより、組織実施する重量物海上輸送サービスにおける下記活動を実践してゆく。

- 1) 安全な貨物輸送活動
- 2) 安全な船舶の運航活動
- 3) 無事故・無災害の安全荷役活動
- 4) 働く人々の安全と健康の維持
- 5) 環境保全並びに環境汚染防止活動

組織のマネジメントシステムに関連する人々の労働安全衛生と環境安全を確保し維持すると共にマネジメントシステム及び輸送サービスの継続的改善を推し進める事を此処に誓う。



代表取締役社長 野瀬 素之  
2020.08.01